

御嵩町地域クラブ指導者要綱（移行期間中） 令和6年7月1日制定（趣旨）

第1条 学校部活動の地域移行に伴い、地域指導者による部活動指導（地域クラブ）を実施し、持続可能な地域クラブ活動の実現に向けた体制を整備する。

（登録及び任用）

第2条 地域クラブを指導する地域指導者は、登録制とし、次に掲げる要件を全て満たす者に教育委員会が委嘱する。

- （1）教育現場にふさわしい人格と意識をもっている者
- （2）各種スポーツ、文化的活動の経験を有し、競技等における専門的指導のできる者
- （3）20歳以上の者
- （4）次のいずれにも該当しない者

ア 成年被後見人及び準成年被後見人

イ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 懲戒免職の処分を受けその処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 前項の規定により登録した者の中から、適任者と認めた者について、教育委員会が任命する。

（指導内容）

第3条 地域指導者の指導内容は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動の移行先である地域クラブ活動において、教育委員会の監督の下に行う次に掲げる事項とする。

- （1）実技指導
- （2）安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- （3）学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- （4）用具・施設の点検・管理
- （5）地域クラブ活動の管理運営
- （6）保護者等への連絡
- （7）年間・月間指導計画の作成
- （8）生徒指導に係る対応（問題発生時は、地域指導者は教育委員会、学校部活動顧問、各学校生徒指導主事等と連携して対応する。）
- （9）事故が発生した場合の現場対応（応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者、学校部活動顧問への連絡等を行い、組織的に対応する。）
- （10）報酬、その他教育長が特に必要と認める事務

（任期）

第4条 地域指導者の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とし、年度ごとに教育委員会が委嘱する。

(服務)

第5条 地域指導者は、この要綱を厳守し、教育委員会の指導監督を受け、誠実かつ公正にその業務を遂行しなければならない。

2 地域指導者は、信用を傷つけるような行為をしてはならない。

3 地域指導者は、指導する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その任期を終えた後も同様とする。

(指導者謝金)

第6条 謝金は、時間単位で定めるものとし、勤務実績に基づき月単位に記録し、半期毎に支給する。

2 謝金は、前期は10月、後期は1月に支給する。

3 1時間当たりの報償費は1,000円、1日当たり最大3時間の活動とする。

4 報償費の対象となる活動は土日とする。

5 報償費の上限は一人につき1か月10,000円とする。

6 報償費の対象となる指導者は1クラブにつき2名を上限とする。

7 地域指導者は地域クラブ指導実績報告書(様式4号)を記入し、半期ごとに学校教育課に提出する。

(解任)

第7条 地域指導者は、次のいずれかに該当する場合は解任することができる。

(1) 重要な経歴を偽る、その他不正な手段によって任用された場合

(2) 不正な行為又は重大な過失があった場合

(3) 心身の障害により、クラブ指導の遂行に耐えられないと認められる場合

(4) この要綱に違反した場合

(5) 前4号に規定する場合のほか、地域指導者に必要な適性を欠くと認める場合

(研修)

第8条 地域指導者は、次に掲げる事項に関して、岐阜県・岐阜県スポーツ協会・御嵩町教育委員会が実施する指導者講習会等に参加する。

(1) 地域クラブの主旨と教育的意義

(2) 各部の活動の目標や方針の熟知

(3) 生徒の発達段階に応じた科学的な指導を行うこと

(4) 安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと

(5) 生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること

(練習時間等の設定)

第9条 地域指導者は、教育委員会が示した「休養日等の設定基準」(活動は週に最大11時間までとし、学校行事や地域行事に配慮する)を踏まえ、練習時間や休養日を適切に設定するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。